

資料3-5 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン
基準値	0.003 mg/L 以下	検出されないこと。	0.01 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下	検出されないこと。	検出されないこと。	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

項目	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロベンゼン	チラウム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
基準値	0.04 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

項目	塩化ビニルモノマー(※)	1,4-ジオキサン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	りん素	ほう素
基準値	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	10 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下	1 mg/L 以下

(※) H29.4.1 から「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に名称変更